公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター賛助会員規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第 58 条の規定に基づき、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会及び運営に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収支の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

（賛助会員及び遵守事項）

第２条　会員とは、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人及び事業者団体をいう。

２　会員は、本規程びセンターが別に定める規約並びに指示事項等を遵守しなければならない。

（入会資格）

第３条　前第２条の会員は、センターの目的に賛同し、会員として相応しいと認められる者、法人及び団体とする。

２　政治活動及び政治活動利用目的のために会員となることはできない。

３　反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係事業所、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有すると認められる場合は、会員となることができない。

（１）反社会的勢力が経営していると認められるとき。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）自己及び自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど不正に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（５）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（入会手続）

第４条　会員になろうとする個人、法人及び事業者団体は、入会申込書（様式第１号）及び表明・確約書（様式第２号）をインターネットに接続された自動公衆送信装置（以下、インターネット端末装置という。）によって理事長に提出しなければならない。ただし、インターネット端末装置を有しない入会希望者は、前記様式書類の提出により行うことができる。

２　個人会員入会希望者は、本人確認書類を提出すること。

３　入会の可否は、理事長が決定する。

４　入会の可否に疑義ある場合は、理事長はセンターに調査検討させることができる。

５　入会申込み後、30 日以内に入会についての連絡がセンターよりなかった場合は、入会が認められなかったものとする。

（賛助会費）
第５条　会員は、年会費として賛助会費（以下「会費」という。）を納入するものとする。
２　会員は、個人は一口５千円、法人及び事業者団体は一口２万円とし、口数は自由とする。
３　会費は、希望する口数の会費をセンターの指定した金融機関の口座に振り込むものとし、振込手数料は会員の負担とする。
４　事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割り又は減免することができない。
５　会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
（会費の支出）
第６条　会費は、その 50％以上を公益目的事業に支出することとし、当該事業年度の収支予算に計上するものとする。
（退会）
第７条　退会する場合は、あらかじめ退会届（様式第３号）を理事長に提出し、任意に退会することができる。
２　前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。
３　退会するときは、供与されたもの全てを速やかに返納しなければならない。
（除名）
第８条　理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。
（１）センターの名誉を傷付け、又はセンターの目的に反する行為をし、若しくは行為を行おうとしてふさわしくないと認められるとき。
（２）入会申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
（３）正当な理由がなく会費を事業年度内に納入しないとき。
（４）法人又は事業者団体が解散し、若しくは個人会員本人が死亡したとき。
（届出事項の変更）
第９条　会員は、届出事項に変更が生じた場合には、速やかに届出事項変更届（様式第４号）を理事長に届け出るものとする。ただし、届出事項の変更は、インターネット端末装置を利用する方法によって行うことができる。
（理事会への報告）
第 10 条　理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。
（補則）
第 11 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則
この規程は、平成 26 年６月 26 日から施行する。
附　則
この規程（第５条及び第６条の改正）は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。
附　則
この規程（第５条の改正）は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程（第２条、第３条、第４条及び第８条並びに第９条の改正）は、令和６年２月 26 日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

入　会　申　込　書

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター理事長　殿

申込人　住所

氏名　　印

貴センターの設立趣旨に賛同し、賛助会員として下記のとおり入会を申し込みます。

賛助会員申込者	個人	氏名（ふりがな） 生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳）
		住所	〒 電話（　　）　　－ ＦＡＸ（　　）　　－
		職業 （勤務先）	
		Ｅメールアドレス	
	法人・事業者団体	法人又は事業者団体名（ふりがな）	
		住所地	〒 電話（　　）　　－ ＦＡＸ（　　）　　－
		役職・代表者名（ふりがな）	大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳）
		連絡責任者	役職 氏名（ふりがな） 大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳） 電話（　　）　　－ ＦＡＸ（　　）　　－ □誓約書に暴排条項を導入済み（　　年　　月） □表明確約を導入済み　　（　　年　　月）
		Ｅメールアドレス	
入会口数			口数　　口　　円

暴力団排除協議会加入	□無　□有（　　年　　月　　日） （名称　　）
神奈川県企業防衛対策協議会加入	□無　□有（　　年　　月　　日）
不当要求防止責任者講習	□無　□有（直近の受講　　年　　月　　日）
その他の警察協力団体加入	□警察官友の会（　　署　　年　　月）
	□防犯協会　　（　　署　　年　　月）
	□交通安全協会（　　署　　年　　月）

※入会お申し込み後、３０日以内に入会についてのご連絡をいたします。
　ただし、期間内に連絡がない場合は、入会が認められなかったものとご承知ください。

様式第１号（第４条関係）補助用紙

役　員　名　簿

（役員の方は全員記入してください。）

役　職	氏　名（ふりかな）	生年月日	住　所	備　考

様式第２号（第４条関係）

表　明　・　確　約　書

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター理事長　殿

法人・事業者団体名
住　所
氏　名

１　私（個人・法人・事業者団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約〈いたします。いたしません〉。
（１）暴力団
（２）暴力団員
（３）暴力団準構成員
（４）暴力団関係企業
（５）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
（６）その他前各号に準ずるもの

２　私（個人・法人・事業者団体）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約〈いたします。いたしません〉。
（１）反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
（２）反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
（３）反社会的勢力を利用していると認められる関係
（４）反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
（５）その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

３　私（個人・法人・事業者団体）は、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「暴追センター」という。）　に対して、次のいずれの行為も行わないことを表明・確約〈いたします・いたしません〉。
（１）暴追センターの名誉を傷付け、又は目的に反する行為をすること。
（２）賛助会員として相応しくない行為をすること。
（３）正当な理由がなく会費を１年以上納入しないこと。

４　私（個人・法人・事業者団体）は、上記各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賛助会員を除名されても一切異議を申し立てず、また納入した会費の返還や賠償を求めず、一切私の責任とすることを表明・確約〈いたします。いたしません〉。

年　　月　　日

署名　　印

（法人及び事業者団体は代表者の署名をお願いします。）

注）…　私（個人・法人・事業者団体）は、該当するものに○印を、また表明・確約〈いたします。いたしません〉は、必ず署名人本人が○で囲んでください。

様式第３号（第７条関係）

退　　会　　届

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター理事長　殿

私（個人・法人・事業者団体）は、貴センターの賛助会員を退会します。

年　　月　　日

住　所

氏　名

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

届　出　事　項　変　更　届

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター理事長　殿

住　所

氏　名

私（個人・法人・事業者団体）は、貴センターに提出した届出事項について、下記に変更したので届出します。

記

１　届出事項

２　変更事項